

倉吉自動車学校 校則

この度は、倉吉自動車学校へご入校いただきありがとうございます。全員の方が卒業証明書をもってご卒業いただけるようスタッフ一同、共に学ぶ場をつくり出したいと考えております。

なお、自動車学校は義務教育の教育機関ではありません。また、教習料金を支払えば、必ず免許が取得できるところでもありません。

道路という公共の場所で事故にあわない・起こさないために、運転技術だけではなくマナーやモラル・道路交通法を遵守した安全運転行動のとれる運転者を育成するところです。

当校にご入校いただいた皆さん全員で、交通事故の無い安全な交通社会をつくり出していただける事を願いここに校則を明記いたします。

この校則は、ご入校された皆さんが楽しく安心して運転免許証を取得して頂くための基本的なルールですので、一生に一度の自動車学校生活を有意義なものとしていただければと思います。

***校則などに違反となる行為等があった場合、当校では免許取得資格が無いものと判断し、
停学・退学等の処分といたしますのでご留意ください。**

《教習関係について》

解らないこと・悩んでいることなどは担当指導員等、職員にご相談ください

- 教習スケジュールに従い教習を受けること。正当な理由の有無に関わらず予定が変わりそうな場合や変更を希望する際は事前にご相談ください。
- 教習中は雑談をしたり、大声を出して教習の妨害をしないこと
- 教習時間に遅れないこと
- 交通ルールやマナーを遵守した運転を心がけること
- 指導員等、職員の指示に従うこと
- 無断で教習を中断しないこと
- 暴言を吐いたり暴力行為をしないこと

《喫煙について》

校舎内・レストラン・宿舎は禁煙としております。また、当校職員は皆さんへの受動喫煙を避けるため、学校内では禁煙を実施しております。

- 未成年者は喫煙しないこと
- 指定場所以外では喫煙しないこと
- 歩きながら喫煙しないこと
- 吸殻は指定場所に捨てること

《生活関係について》

公序良俗に反するようなことはしないこと

- 学校内外に問わず、施設等を壊したり落書きをしないこと
- 学校敷地内や他の迷惑となる場所でボール遊びなどをしないこと
- 学校内や宿舎内で騒いだりして、周囲に迷惑をかけること
- 公共または私有地等に無断で立ち入ったり、ゴミなどを捨てないこと
- 刃物などの凶器や危険物を所持しないこと
- シンナーや覚せい剤などの薬物等を所持使用しないこと
- 暴力行為や恐喝行為等はしないこと

【通学入校規定】

令和 4年 4月
(株)鳥取県倉吉自動車学校

当校は『通学入校規定』を下記の通り定めます。入校者はこの規定を遵守しなければなりません。

第1条(申込み手続き)

- ①当校所定の申し込み手続きを行ったうえで、教習費用の全額またはその内金を支払うことにより契約が成立したものとします。
- ②当校の定めた申込期限までに申し込み手続き・費用の入金が完了していない場合は予約が無効となります。

第2条(入校資格)

免許取得年齢に達しかつ、公安委員会が定める基準以上の視力等があり色彩識別が可能な方。

- ①視力(眼鏡・コンタクト使用可・カラーコンタクトは使用不可)
 - ア、二輪車・普通車・大特車
両眼で0.7以上、片眼で0.3以上片眼で0.3未満または片眼が見えない方であっても、片眼が0.7以上・視野角度が150度以上あれば可
 - イ、大型車・中型車・準中型車・けん引車
両眼で0.8以上、片眼で0.5以上片眼で0.5未満または片眼が見えない方は不可。
深視力検査では平均誤差が20mm以内
- ②赤・青・黄色の識別が出来る方
- ③運転に支障がある障害及び運転に影響する病気(症状等)のある方は、
運転免許試験場にて運転適性相談をお受けください。
適性相談の結果不適切の場合は入校できません。申込時にお申し出ください。
- ④中学卒業以上の学力があり、学科試験に出題される漢字の読解が出来る方。
- ⑤虚偽の申請のあった場合は入校拒否または強制退校になっても異議が無いものとします。
- ⑥暴力団関係者の方は入校できません。
- ⑦20歳未満の方は保護者の承諾が得られた方。
*妊娠中の方は入校前にご相談ください。

第3条(入校前解約)

入校申し込み手続きを完了したのち、入校予定者の都合でキャンセルする場合は下記に定める解約手数料を支払うものとします。

- 入校日当日・前日・・・33,000円 ○入校日2～3日前・・・22,000円 ○入校日4～5日前・・・16,500円 ○それ以前は11,000円

第4条(日程)

契約時に通知される最短卒業日等の日程は予定であり、入校人数や天災地変、指導員が体調不良等で休暇が出た場合及び、合格基準に達しない時等は卒業予定日が延びることがあります。その場合は当校の指示に従うものとします。

第5条(中途解約)

中途解約とは、入校後に入校者の都合で日程を中止された場合をいい、教習期間中、何ら連絡の無い場合は中途退校とします。

第6条(教習予約後の無断キャンセル)

教習予約後に無断で当日の教習をキャンセルされた場合、キャンセルとなった単価分の料金をお支払い頂きます。

第7条(中途変更解約精算)・・・表示は全て税込金額

教習開始後の取得車種変更に伴う料金の差額分の返金を行わないものとします。
中途退校の場合は実費計算による精算となります。

返還金＝教習料金(諸経費・消費税含む)－必要経費となり、返還金が無い場合もあります。

*必要経費とは

- ・入学金(普通車・大型車・中型車・準中型車は55,000円、二輪車は44,000円、牽引車・大特車は49,500円)
 - ・技能教習料(受講した時限数×車種ごとの教習単価)
(各車種ごとの技能教習単価＝普通車6,050円・けん引車9,900円・大特車8,800円・大型車11,220円・
中型車8,690円・準中型車7,370円・大型二輪車5,500円・その他二輪車5,280円)
 - ・学科教習料(受講した時限数×2,420円)
 - ・仮免申請内訳(2,900円＝仮免許申請料1,800円+仮免許証交付手数料1,100円)
 - ・各検定料(@4,400×受検回数、大型車・中型車の卒業検定料は8,800円・準中型車の卒業検定料は6,600円)
 - ・適性検査料(2,200円)・教本(4,400円)・写真(1,100円)・入校時交通費(当校負担分)・転校手数料(5,500円)
- ローン契約の場合も上記同様の精算方法で精算します。ローン契約を解約する際の手数料等の諸費用はすべてローン契約者本人の負担とします。

第8条(転校)

第6条に基づき精算後、転校手続きを行うものとします。その際、転校先は転校希望者が決め、転校に伴う諸費用等は転校希望者の負担とします。

第9条(教習生の遵守事項)

入校者は、当校が定める校則、規定を遵守し校内・外で他人に迷惑となる行為、及び社会の公序良俗に反する行為は認めません。

*未成年者の喫煙は禁止。 *自己管理の金品等が紛失しても当校では責任を負えません。

「本規定」ほか、当校の定める「校則」に違反した場合は「退学処分」とします。

第10条(退学処分等)

第9条に反する行為又は生ずる恐れがあると学校長が判断した場合は、退学処分とします。
その際、教習料金の返金は一切しません。

当教習所の個人情報の取扱いについて

- 1 当教習所は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。
- 2 当教習所が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。
 - (1) 当教習所で実施する免許取得のための教習を実施するため。
 - (2) 当教習所で実施する講習、認定教育を実施するため。
 - (3) 当教習所で実施する教習、講習、認定教育に関する内容の宣伝、サービスなどをお知らせするため。
 - (4) 当教習所が行う各種イベント・キャンペーンや交通安全講習会等の開催の案内などをお知らせするため。
 - (5) 顧客満足度の向上を図ることを目的として、郵便、電話、電子メールなどの方法により、アンケート調査を実施するため。
- 3 肖像権について
当教習所の広告宣伝物等に使用するため、施設内等において写真撮影をします。
撮影時に、撮影した写真の使用目的を説明して同意を得ます。これをもって肖像権の合意とします。
但し、撮影された写真について肖像権の侵害によりお客様が許可しない場合は、
当教習所にお申し出ください。
該当する写真の使用を停止します。
- 4 当教習所は、お客様の個人情報は、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供しません。
- 5 当教習所は、保有する個人データについて、正確かつ最新の内容に保つように努め、
個人情報の漏えい、紛失等のないよう万全を尽くしています。
また、業務遂行上の必要により外部専門業者に業務委託を行う場合においても、
委託先に機密保持義務を課すなど個人データの管理監督に努めています。
- 6 個人情報の取扱いに関する問合せ先は次のとおりです。

指定自動車教習所

(名称)株式会社 鳥取県倉吉自動車学校

(住所)鳥取県東伯郡北栄町西園866番地

(電話)0858-37-3531

(受付窓口の名称) 総務課総務係

株式会社 鳥取県倉吉自動車学校